

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

75歳到達月における自己負担限度額の特例が創設されました。

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

75歳の誕生日がある月は、誕生日の前日まで加入していた医療保険制度（国民健康保険、被用者保険など）と75歳の誕生日から加入する長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の2つの制度にまたがります。そのため、それぞれの制度で限度額までの負担が必要となり、これまででは自己負担額が最大で2倍になる可能性があります。

今回、75歳になる月の自己負担額が変動しないように、それぞれの自己負担限度額を本来の2分の1にする改正が行われました。

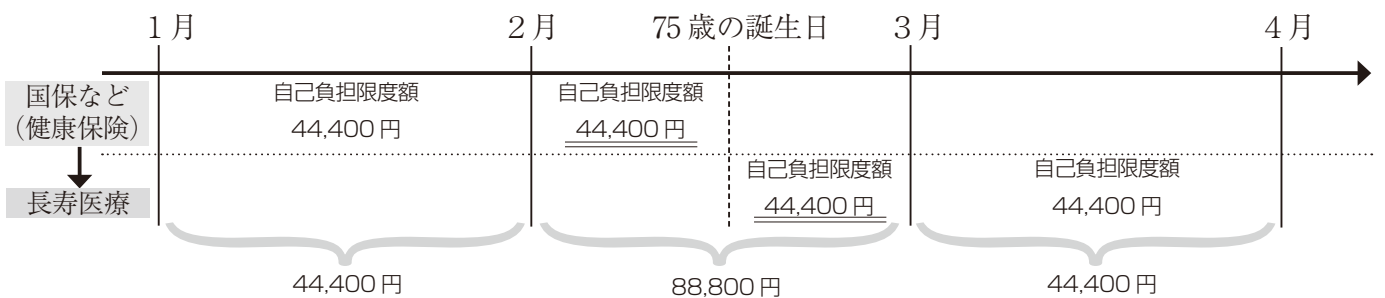


●実施時期

平成21年1月以降に75歳の誕生日を迎える人より実施されます。

平成20年4月から12月までに75歳の誕生日を迎えた人にも、さかのぼって適用される見込みです。

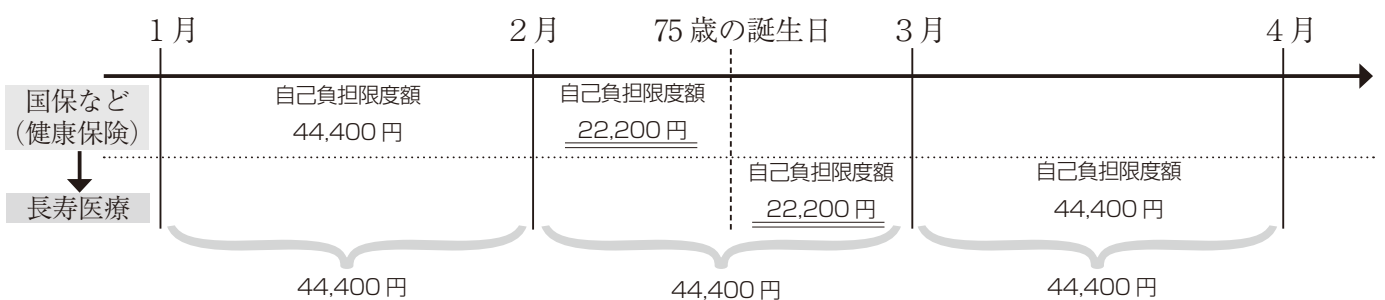
◆◆ 具体例 ◆◆ 自己負担限度額の区分が「一般」の場合



昭和9年2月12日生まれの人の場合、2つの医療保険制度にまたがるため、2月の自己負担額が2倍になっていました。

注：1日が誕生日の人は誕生月がまたがらないので該当しません

●自己負担限度額の特例



自己負担限度額が2分の1ずつになり、前の月と同程度となります。

※自己負担限度額は、個人によって異なります。詳しいことは、お問い合わせください。

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

電話 092-651-3111 ファックス 092-651-3901

■受付時間 8:30～17:30まで（土・日・祝日を除く）

鞍手町役場保険健康課保険年金班

電話 0949-42-2111 内線 202

■受付時間 8:30～17:15まで（土・日・祝日を除く）

